

# マシェットの通貨論

## ——通貨原理とフリーバンキング——

二階堂 達 郎

### はじめに

1797年、英国はフランスとの戦争の混乱の中、イングランド銀行に正貨交換の停止を認めた。当時、英国政府は戦争の遂行や同盟国への送金のための巨額の資金をイングランド銀行から借り入れていた。加えて、小麦の凶作のために輸入が大幅に増加して、国際収支は大きく攪乱され、物価が騰貴するとともに、金の市場価格が鑄造価格を上回っていた。正貨交換停止の期間中、イングランド銀行券と地方銀行券の発行高は増大していたが、1808年、イベリア半島戦争を契機に南米諸国がスペインから独立すると、この市場向けの貿易をめぐって投機が拡大した。1809年に入ると、金の市場価格の騰貴、外国為替相場下落、物価の上昇などがにわかに進み、これを受けて通貨論争が始まることになる。1810年、下院に設けられた特別委員会すなわち地金委員会はいわゆる『地金報告』<sup>(1)</sup>をまとめ、物価と地金価格の上昇および為替相場下落をもたらした原因がイングランド銀行の過剰発行にあることをおおむねリカードの主張に沿った形で示し、正貨交換の早期再開を提言した。報告書の内容の実行を求める提案は、政治的影響へ配慮する議会によって否決されたものの、通貨の価値と金の市場価格や外国為替との関連が明確にされ、金を本位とする通貨制度に対する信念が広く社会的に強化されることとなった。

ナポレオン戦争終結後の1821年ようやく正貨交換の再開が果たされることになったが、もちろん、それによって通貨問題が解決されたわけではなく、英国は1825年を皮切りに、36年、39年と周期的に激しい金融恐慌に見舞われることになる。こうした過程で、イングランド銀行は中央銀行としての役割と責任を自覚し始め、英国の金融制度と金融政策は大きく変貌を遂げていく。のちに通貨学派と銀行学派との間で行われたいわゆる通貨論争はこれを大きく促進することになった。

本稿では、リカードとともにいわゆるこの地金論争に最初から地金派として深くコミットし、金交換再開後の金融恐慌に考察を加えたロバート・マシェット (Mushet, Robert

1782-1828)を取り上げる。彼は、純粋金属流通を理想とするのちの通貨原理につながる理論を唱えながらも、他方で、銀行学派と相対的に親近性を有するフリーバンキングの主張をも展開するようになる。こうした二面性に注目しながら、彼の理論に見られる特徴について若干の考察を加えることにする。

マシエットは、王立造幣局の上級官吏を務め、地金論争以後においても、1819年の正貨交換の再開についての両院の委員会で証言をするなど、19世紀初頭のイギリスにおける通貨論争に少なからず関与している。また、彼は、リカード、トゥックなどとともに「経済学クラブ (Political Economy Club)」創立以来のメンバーであり、その会合でも通貨問題を中心にテーマに取り上げて幾度か報告をしている。<sup>(2)</sup>ここでは1810年の『銀行制限法が国民通貨と為替レートに及ぼす影響についての研究：地金高騰の原因の説明、および全国の鑄貨を一様かつ完全な状態に維持する計画』<sup>(3)</sup>と、1826年の『イングランド銀行の発券が、同行自身の利益、公信用、および地方銀行に及ぼす影響についての実証的説明』<sup>(4)</sup>の2つの論考を取り上げる。なお、彼はこの他に、この時期における金貨と紙幣の価値の偏差の推移についての優れた資料とされている『1800年から1821年までの通貨価値の変動による公債所有者の利得と損失についての一覧表』<sup>(5)</sup>を著している。

## 1. 地金論争とマシエット

地金論争は、1809年のリカードによる『モーニング・クロニクル』への3つの寄稿論文によって本格的に開始された。この論争では、地金派が理論的見地から報告書の立場を擁護したのに対して、反地金派は実際の見地から理論と現実の不一致を突く形でこれに反対し、イングランド銀行を擁護した。1810年の夏に報告書が公にされるに及んで、論争はさらなる広がりを見せた。リカードとボウズンキト (Bosanquet, Charles 1769-1850) との間で繰り広げられた論争はこの中で重要な位置を占めている。ボウズンキトは同年11月に『地金委員会報告書に対する実際の観察』<sup>(6)</sup>を出版して報告書の主張と提案に反論し、これに対して、リカードは詳細な反論書『ボウズンキト氏の地金委員会報告書に対する実際の観察への回答』<sup>(7)</sup>でもって応えた。

マシエットの『銀行制限法が国民通貨と為替レートに及ぼす影響についての研究』は、この両者の論争や『地金報告』に先立って出版され、リカードの主張を支持するとともに、金の市場価格や為替レートなどのデータの素材を提供することによって、<sup>(8)</sup>論争の形態に影響を与え、その道筋をつけることとなった。とくに、詳細なデータをもとに銀行制限法の以前と以後の通貨の状態を実証的に比較したことは、通貨の減価を証明するに当たって有力な手がかりを与えたと言えよう。

マシエットがこのパンフレットで展開している、通貨の価値と金の市場価格や外国為替との関係についての理論や銀行制限法の廃止の主張などは、リカードの『モーニング・

クロニクル』への寄稿論文やパンフレット『地金の高い価格、銀行券の減価の証拠』<sup>(9)</sup>の内容と基本的に一致しており、とくに目新しい点はない。第12章ではこれらの主張が「原則の要約」として定式化されており、<sup>(10)</sup>そこには3つのタイプの通貨制度が比較され、純粋な金属流通を理想的とする見方が明確に示されている。すなわち、純粋な金属流通の場合、為替レートは貴金属の移送費用を超えることも、金の市場価格も鑄造価格を超えることもありえないこと。通貨が貴金属と兌換紙幣からなっている場合、為替レートが移送費用を超えても、また金の市場価格が鑄造価格を超えても、それらは一時的な現象で自己調整されること。そして通貨が貴金属と不換紙幣からなっている場合、為替レートの移送費用の超過と、金の市場価格の鑄造価格の超過には限界がなく永久的となりうること、また、その大きさは銀行券の減価すなわち銀行券流通量と、それを発行するイングランド銀行の裁量に依存するということである。この定式化には、いわゆる通貨原理の中心的な内容が明らかに反映されており、彼が通貨学派と見なされる理由の一つがここにあると言える。

しかし、ここでは、イングランド銀行と地方銀行との関係についての論点に着目したい。マシェットは、一方では、イングランド銀行の過剰発行が地方に及ぼす作用について、価格変動によって説明している。まず、ロンドン地域の価格上昇がもたらされ、それによって生じた地方との間の価格体系の差異が商品の移動を引き起こして、全国的な価格体系が最終的に調整されていくというのである。<sup>(11)</sup>また、こうした説明の仕方は、国際間の貨幣量と価格の変化の調整についても適用され、外国為替の決済を通じた変動のプロセスが説明されている。<sup>(12)</sup>しかし、彼はこうした抽象的で通貨主義的な説明をする一方、正貨交換が停止されている下で、国内における経済的変動がイングランド銀行と地方銀行の構造的関係およびそれらの通貨調整のプロセスを通して、どのように全国に波及していくかを説明しようとしている。

この場合、イングランド銀行と地方銀行はいずれも利潤動機に基づいて行動し、銀行券による貸付がもたらす利益を追求して貨幣需要をつねに満たそうとする。しかし、ここで、正貨交換が停止されて以来、イングランド銀行の発券には制限が加えられていないが、地方銀行はイングランド銀行券で支払っており、同行券での支払義務は正貨での支払義務と同じような仕方、地方銀行の発券に作用するとして次のように述べる。「イングランド銀行が銀行券を減らしているのに、地方銀行が銀行券量を減らさなければ、地方銀行相互の絶えず存在する競争によって引き起こされる不自由や取り付けの危険に陥りかねない。これらの地方銀行が、必要にこたえるだけのイングランド銀行券を保有しなければ、支払いを停止せざるをえない。この危機を避けるのは彼らの利益である」<sup>(13)</sup>。したがって、地方銀行が過剰発行を引き起こすにしても、イングランド銀行によって許容される範囲内であるか、それらに課せられた必要に迫られてであるにすぎない。反対

にイングランド銀行が過剰発行を引き起こした場合は、それに応じた地方銀行券の需要を生み出し、発行量を縮小すると多数の地方銀行は信用を支える手段を奪われて破綻を強いられる。ここから、マシェットは、地方銀行をイングランド銀行の作用から切り離し、より安全な状態に保つとともに、イングランド銀行には正貨交換の義務を課することが不可欠であるという主張を導き出している。

ここで注目されるのは、イングランド銀行と地方銀行では異なった調整原理が作用し、とくに地方銀行間では「競争」を通じて通貨の過剰発行に対し抑制的な調整作用が働くとされていることと、地方銀行がイングランド銀行に対して不安定で従属的な関係の下に置かれていると見なされている点である。とくに前者はフリーバンキングの主張の基本的な要素をなすものと言える。

ところで、リカードの通貨問題に関する論稿やパンフレットに時論的性格が強いのに対して、マシェットはより一般論的な記述をしており、歴史的、思想的な論点について言及をするなど、地金論争の社会的・思想的背景をうかがわせるところがある。ここでは、この点について通貨原理とフリーバンキングにかかわりをもつ点を中心にいくつか触れておくことにする。

まず、商品貨幣説の立場から、金属通貨のみを貨幣と定義しているという点である。貴金属は他の商品と同じく需要によって価値が決定される商品であり、鑄貨も交換の便宜のために便利な形状をした地金にすぎず、刻印それ自体は商品としての貴金属の本質には何らの変化も生まないと述べている。他方、銀行券については、表示された価値を有するもので支払われないのならば、固有の価値をもたない銀行券で支払うことなどありえないとして、それは貨幣ではなく、ある量の鑄貨や商品で支払う発行者の債務にすぎないとして違いを強調している。<sup>(14)</sup> こうした貨幣についての見方は、政府の権威によって流通させられる紙幣への不信につながることは容易に理解できる。それは、エドモンド・バークの貨幣についての言及を引用していることに端的に表れている。すなわち、「強制的紙幣」は真実の価値をもたない「擬制による通貨」にほかならず、「信用・財産・自由に対する激しい侮辱」であり、「豊富でなく欠乏の代表であり、信用でなく権力の産物」<sup>(15)</sup>にほかならないというものである。他方、兌換紙幣については「権力」に基づくものではなく、現金に交換しうるといふ「選択」に基づいたもの<sup>(16)</sup>だとして、こうした紙幣と区別している。

次は、貨幣の減価の弊害を契約上の不公正から説明しているという点である。<sup>(16)</sup> 物価の上昇は、その時の食料価格に比例して報酬を受け取る労働者に比べ、年金受給者など固定収入に依存している階層に不利であること、また、食料価格の高騰は貧困な階層により重い負担をかけることを指摘している。これは、リカードの強調点と基本的に同じである。しかし、他方では、正貨交換を再開するに当たって通貨の縮小がもたらす影響、

すなわち割引などを通じた信用の縮小による商業上の不便について配慮して、その弊害は一時的な困難にすぎず正貨交換停止の継続を正当化するものではないとしつつも、その操作は徐々になされるべきであるとしている。

また、利子率については、ここでは、ヒュームやアダム・スミスを援用して、利子率は資本の利潤率によって調整され、通貨の流通量やイングランド銀行による金融政策のからは独立したものであるという主張が一般的な形でなされている。<sup>(17)</sup>

もう一つの特徴は、金貨と銀貨の改鑄の原理と計画案について詳しく展開している点であり、これは造幣局の官吏であった彼自身の立場を反映しているのみならず、同時に金属流通の拡大を支持する立場ともかかわっている。<sup>(18)</sup> この点についての彼の主張を要約すると次のようになる。金貨を価値尺度として、それには規定量の標準金が含まれるべきであること、これによって金の鑄造価格は、鑄造費用分だけ市場価格を上回り、溶解は防止され金貨の流通は維持される。金貨を完全な状態に保つため、重量が不足するものは造幣局に回収され、改鑄されるべきであり、そのために、造幣局に摩耗した鑄貨を交換する部局を設けること。また、造幣局は、外国通貨との両替の機能も果たすべきであり、それへの課税は、鑄貨を金匠へ預託する際のコストを超えてはならない。このほか、銀貨の鑄造についても詳細な議論を行っている。

以上で見てきたように、マシェットは地金論争の過程で、純粋金属流通を理想的な通貨制度とする確信を強め、正貨交換を再開してイングランド銀行の過剰発行を抑制することを主張した。しかし、同時に、英国に形成されつつあった銀行制度と金融秩序の階層的構造に注目していたことも指摘されねばならない。こうした見方は、正貨交換の再開、およびそれとともに出現した新しい通貨の状況の中で、彼の理論において、一方では通貨原理の継承と他方でフリーバンキングの主張の展開という二面的性格を生み出す素地を提供したと考えられるからである。

## 2. 正貨交換再開以後のマシェットの主張：通貨原理とフリーバンキング

1821年の正貨交換が再開されたのち、1825年の後半から南米への投機が激しくなり、それを契機として金融恐慌が発生して、1826年にかけて多数の地方銀行が破産するに至った。マシェットのパンフレット『イングランド銀行の発券が、同行自身の利益、公信用、および地方銀行に及ぼす影響についての実証的説明』はこうした時期に執筆された。彼の分析は、1815年から25年にかけての通貨の状態、すなわち通貨の収縮と拡張、およびそれによって生じた信用や交易の混乱、投機や価格変動といった経済的混乱に向けられている。それは、彼にとっては、かつて1810年のパンフレットの中で彼自身が金属通貨と兌換銀行券の混合流通が内包すると考えた一時的な攪乱の現象にほかならない

しかし、ここでは、混合流通が内包する攪乱の原因は、先のパンフレットで考えられ

ていたイングランド銀行の利潤動機に基づく行動のみならず、同行の独占、およびそれと結びついた同行と国家財政との結合、すなわち同行による政府への直接的な貸付や大蔵省証券などの公債購入にも求められている。<sup>(19)</sup> これらを原因として同行の過剰発行が引き起こされ、その金準備を脅かすまで進行し、その時点で通貨発行は急激に引き締められ、その結果、通貨流通の変動、信用の破壊や消費の減退、価格や生産の変動に至るといっているのである。

マシエットはこうした観点に立って、イングランド銀行と国家財政の分離を主な内容とする通貨改革案を提案している。<sup>(20)</sup> それは、政府がイングランド銀行を通じずに貨幣を調達できるように「国庫銀行会社 (Exchequer and Treasury Banking House)」を設立することを骨子としている。大蔵省が自らの勘定を設け、この機関に所属する「国庫銀行家 (Exchequer and Treasury Bankers)」の自己勘定による大蔵省証券などの公債の売却を通じ、市場からその時々の子率で資金を調達できるようにして、政府の出費を削減するとともに、政府とイングランド銀行との密接な関係を断とうというわけである。もちろん、財政支出と通貨発行とを切り離したとしても、それは間接的な形態になるにすぎないが、少なくとも、両者の相対的分離によって通貨の安定を促そうとする萌芽的な試みとして評価しうるのであろう。こうした、イングランド銀行による直接的な公債引受を停止し、多数の銀行家の参加による市場取引のチャンネルを設けるといこの計画は、リカードの国立銀行設立案<sup>(21)</sup>やのちのイングランド銀行の発行部と銀行部への分離と比較すると興味深い。

彼の通貨改革案のもう一つの柱は、金属通貨が通貨流通に占める割合を高めることである。マシエットは、純粋な金属流通では通貨価値の変動はありえず、その状態に近ければ近いほど通貨の価値は堅実で不変であり、紙幣流通の拡張と収縮がもたらす破壊的な帰結から解放されるであろうという1810年の時点と同じ見方を堅持している。この見地から、20ポンド以下の銀行券を金属通貨に置き換えることを提案している。<sup>(22)</sup> また、政府の小額銀行券の廃止案に言及し、1、2ポンドの地方銀行券を廃止して金で置き換えるだけでは不十分で、イングランド銀行による過剰発行を防ぐことはできないと批判的な姿勢を見せている。<sup>(23)</sup> 小額銀行券の廃止は地方銀行の破綻による大衆(とくに下層階級)への被害を減じるものの、社会の全階級に影響を与える過剰発行に比べるとその弊害は小さいというのである。なお、小額銀行券についてはそれに代えて銀貨を使用することを主張している。<sup>(24)</sup> また、地方銀行の支払準備として政府証券などを一定の割合(3分の2)以上保有させる規制についても否定的で、むしろ、紙券通貨を減少させてその割合を全通貨流通の3分の1に抑え、残りの3分の2を金にすべきであると主張している。<sup>(25)</sup>

マシエットの議論の中で興味を惹くのは、「通貨の基礎 (the basis of the currency)」であるイングランド銀行券の流通量の変化がそれよりもはるかに大きい割合で地方銀行

券の流通に変化をもたらすこと、すなわち地方銀行券の流通に乘数的な効果をもつこと、そしてこの地方流通の変動が価格などに大きな影響を及ぼすことを重視している点である。<sup>(26)</sup> もう一つは、この過程で利子率の変動が及ぼす作用を積極的に認めている点であり、これは1810年の主張から大きく変化している。これについては、同行による政府貸付や公債購入が、利子率の低下を通じて国債価格の不自然な上昇をもたらし、あらゆる有価証券への投機を促すこと、さらに、利子率の操作が金準備の確保とその負担から免れようとする同行の利益の追求に基づいて行われることを指摘している点に表れている。この利子率の操作はイングランド銀行による「通貨の独占」と密接に結びついた権力の行使と考えられている。<sup>(27)</sup>

このように、マシエットは、通貨量の急激な変動の原因を、イングランド銀行の独占的地位とくに国家財政との結合と、それと密接に結びついた通貨流通に占める銀行券の比重の増大に求めており、これに手を付けずには問題は解決されないと見なしている。ここで、金属流通の比重の増大それ自体が、同行の独占的地位を奪い取ることになると考えられている。他方、彼は、こうしたイングランド銀行の独占的地位の剥奪と金属流通の拡大を前提とした上で、銀行業には自由な取引を認めるべきであると考えている。この観点から、スコットランドの銀行制度について一定の評価をし、とくに株式銀行に対する制限の撤廃を支持している。<sup>(28)</sup> また、地方銀行の流通をロンドンの65マイル以内においても認めるべきだとしている。ただし、イングランド銀行の独占的地位の廃止と金属流通の比重の増大とをあくまで優先させていることを指摘しておかねばならない。そのことは、たとえば、株式銀行の導入に関連して、それが支払い不能から銀行券保有者を守るという利点をもつことを認めつつも、「現在イングランドで感じられている大きな困難は、地方銀行家の不信用と破産からきているが、その源泉は通貨量をきわめて過度に付け加える権力にある」と述べていることからもわかる。また、紙券通貨に大きく依存するスコットランドの通貨制度を完全なものに見なしているわけでもない。同国では銀行の破産によって銀行券保有者が受ける苦痛と損失が免れているが、通貨量の変動、投機と過剰取引、公信用の阻害、雇用や交易の停滞などはイングランドと同様に発生しているものであり、両国民が被っている最大の苦痛は、停滞局面で信用と資本の破壊によって生じる雇用の欠乏であるというのである。

以上の論点のうち、銀行業における独占の廃止と自由競争の導入の主張を見る限りでは、マシエットをフリーバンキング論者に含めることができると考えられる。とくに、12章の最後のパラグラフを読む限り、その主張は急進的なフリーバンキング論者であるパネルの見解と相違がほとんどないかのように思われる。実際、ホワイトは、マシエットをパネルの先駆者と見なしている。<sup>(29)</sup> この箇所では、マシエットは次のように述べている。「銀行の独占が失効し、貨幣の取引が完全に自由であると、よりよい状態が生じ、

公衆にとってまったく安全な形で、より多くの紙幣とより少ない硬貨が用いられるかもしれない。というのは、銀行業へ投下された資本の競争が、公衆と資本家に有益であると同様に、着実に一様な結果を生み出さないわけがないからである。資本の競争は現行利子率における変動からわれわれを守るであろう。流通はつねに満たされているであろう。しかしそれは決して過剰ではないであろう。過剰を試みるとそれを試みたイングランド銀行に直ちに戻ってくるであろう。流通を他の国における貨幣価値の水準に維持することがあらゆる銀行家の利益となるので、いかなる欠陥もないであろう。あたかも通貨全体が金属であるかのような、同じような結果がもたらされるであろう。価格は不変となろう。資本が現在の暴力的な価値の変動から解放されるであろう。労働の賃金は同一となろう。そして快適と富裕から貧乏と欠乏へのいかなる変化もないであろう。社会の道徳的な気風は改善されるであろう。賭博、一般的な投機、そして過剰交易の精神に歯止めがかかるであろう。<sup>(31)</sup>

しかし、マシエットとパーネルとは、いくつかの重大な違いが存在していることも指摘されねばならない。一つは、貨幣の定義、とくに銀行券の位置づけについてである。パーネルにとっては、銀行券は貨幣のうちに含まれ、金属通貨と同列に扱われるべきものであり、また、兌換銀行券のみならず為替手形や約束手形をも紙幣 (paper money) に含めるべきなのである。<sup>(32)</sup> また、これに関連して、信用についての評価も異なっている点も挙げなければならない。パーネルは、正貨交換制度の下で、複数銀行による発券制度が過剰発行を抑制する自律的な調整機能が機能するとしながらも、「生産的な勤労と国の富」の増大に貢献する安価で豊富な紙幣と信用を肯定的に見ていた。それは、「取引の主要な基礎は信用である。そして紙幣の必然的な効果は商業信用の拡張を促すことであるので、紙幣の流通がより広く拡大させられればさせられるほど、取引の業務は増加するし、生産的な勤労と国の富は増大するであろう」と述べていることからわかる。<sup>(33)</sup> そして、「紙幣を採用する政策に対する非常に広がった不信と、金属通貨の流通の割合を高めることに対する熱望」が存在することを指摘し、こうした傾向は「紙幣が勤勉と交易にもたらす価値ある助けを大いに公衆から奪うことになろう」、そして「紙券への新たな制限や金属貨幣の高い比率を守ろうと努めることによって……ぶかっこうな制度を取り繕うべきではない」と述べている。<sup>(34)</sup>

これに対して、すでに見てきたとおりマシエットにとって、貨幣とは金属通貨のみであり、銀行券は債務を表示する証書にすぎず、そこには大きな隔たりが存在する。そして、純粋金属流通を理想的な通貨制度と見なしており、通貨流通に占める金属通貨の割合を高めることこそ、当面の通貨問題の解決をもたらすものであった。この立場に立つかぎり、銀行券発行の自由に基づく銀行業におけるフリートレードは、どちらかというところ将来の問題であり、さしあたっては従属的な意義をもつことになる。また、信用の拡



大に対する懐疑は、間接的にはあるが紙券通貨 (paper currency) に対する否定的な見方に表れている。紙券通貨に「それが無い場合に比べてより多くの富が創造され政府歳入が徴収されるという、一種の魔術的な力<sup>(35)</sup>」があるという考えを批判しているのである。彼は、紙券通貨の真に有用な制度とは、金属資本の一部を他の生産的な目的に当てるものであり、それが政府の目的であると述べながらも、次のように付け加えている。「もし資本のその部分が、それが何であれ、破壊的な投機と過剰交易をもたらさずに節約されうるならば、それは有益であろう。しかし、もしそれが、紙幣で置き換えることによって、制度の本性がもたらすよりも多くの資本を節約しようと試みられ、その試みによって社会をもっとひどい損失にさらすことになるならば、その制度には不適當なものがあることがわかる<sup>(36)</sup>」。

このように、マシエットにとってフリーバンキングとは、信用の拡大を目的とするものではなく、あくまで純粋な金属流通の下で達成されるような安定した通貨価値の実現のためにあるのであって、ここにパーネルとマシエットのフリーバンキングの内容および力点の置き方の相違を見いだすことができる。マシエットにとって、純粋な金属流通とフリーバンキングとは価値の安定した通貨という理想状態が実現される中で結びつくものであった。

#### 注

- (1) 地金報告、および地金委員会や論争の経緯については、田中生夫編訳『インフレーションの古典理論』未来社、1961年を参照のこと。
- (2) 1823年2月3日の会合で、「現在の国の状況下で、議会在金と銀の両方を法貨とする法案を通過させることから、どの程度の影響が生じるか？」という問題を提起している。1826年1月9日には、「イングランドは紙券通貨の利用によって何らかの利益を受けたか?」、1827年5月7日には、「造幣局が、1オンス当たり5シリング2ペンスで、40シリングを上限とする法貨として銀の鑄造を始めることによって、公衆にどんな不便が一般的に生じるだろうか?」「銀を法貨とし、金を慣習的な貨幣とするフランスの通貨原則は、イングランドにとって金を唯一の法貨と定めている現状よりも改善された通貨制度であろうか?」、そして、同年の6月4日には、「自由貿易制度のもとで、穀物の輸入は金の輸出と価格の下落をどの程度ひきおこすだろうか?」についてそれぞれ提起している。
- (3) Mushet, Robert, *An Inquiry into the Effects produced on the National Currency and Rates of Exchange, by the Bank Restriction Bill ; Explaining the Cause of the High Price of Bullion ; With Plans for Maintaining the National Coins in a State of Uniformity and Perfection*, 1810. 第2版は、リカードの指摘を受け入れて為替の平価について訂正がなされ、地方銀行についての見解などが付け加えられている。また、グレンフェル (Grenfell, John, 1761-1838) が『モーニング・クロニクルで発表された見解に対する銀行券の擁護』 (*Defence of Bank Notes against the Opinions which have been published in the Morning Chronicle, Cobbett's Register, and a recent Pamphlet : Entitled The High Price of Bullion : A Proof of the Depreciation of Bank Notes, with Observations on the Balance of Trade, and the Course of Exchange*, 1810) に

において彼の為替レートの表について加えた批判への回答が付け加えられている。翌年には第3版が出版され、新しいデータが追加されるとともに、ボウズンキートの『実際の考察』やりカードによる『ボウズンキート氏への回答』について言及がなされている。この論考では第3版を用いた。なお、グレンフェルは著名な実業家で、下院議員を務めた。奴隷制撤廃に尽力したウィリアム・ウィルバーフォースの熱心な支持者で、イングランド銀行の行動に絶えず関心を持ち、財政の権威者でもあった。王立為替保険会社の総裁も務めた。

- (4) Mushet, *An Attempt to explain from Facts the Effect of the Issues of the Bank of England upon its own Interests, Public Credit, and Country Banks*, 1826.
- (5) Mushet, *A Series of Tables, exhibiting the Gain and Loss to the Fund-Holder, arising from the Fluctuations in the Value of the Currency, from 1800 to 1821*, 1821.
- (6) Bosanquet, Charle, *Practical Observations on the Report of the Bullion-Committee*, 1810. ボウズンキートは反地金派の中心的な人物の一人で、この論争の当時、「南海会社 (South Sea Company)」の副総裁であったが、のちに総裁も務めた。また、大蔵省証券局の局長も務めた。
- (7) David, Ricardo, *Reply to Mr. Bosanquit's 'Practical Observations on the Report of the Bullion Committee'*, 1811. 玉野井昌夫・西村閑也訳「ボウズンキート氏の地金委員会報告書に対する実際の観察への回答」(末永茂喜監訳『リカード全集Ⅲ 前期論文集 1809-1811年』雄松堂書店、1969年)。この中でリカードは、「同委員会の報告に対する攻撃の中では、ボウズンキート氏のものをもっとも手強いものである」、というのは、「理論とこれまでの現実の不一致」を体系的に取り上げて報告書を攻撃しているからであると述べている。Ibid., p. 159, 邦訳書、189, 190ページ。
- (8) 末尾には、標準的な金と銀の市場価格、金と銀の相対価格、為替平価、金の鑄造価格、イングランド銀行券(5ポンド以下を含む)の四半期ごとの勘定などについての付表が付け加えられている。また、マシエット自身も、このパンフレットの中で鑄造価格と市場価格に関するボウズンキートの証言を批判している。
- (9) Ricardo, *The High Price of Bullion, A Proof of the Depreciation of Bank Notes*, 1810. 蛭原良一訳「地金の高い価格、銀行券の減価の証拠、1810-1811年」(末永茂喜監訳、前掲邦訳書)。
- (10) Mushet, *An Inquiry into the Effects produced on the National Currency and Rates of Exchange*, pp. 75-7.
- (11) これに関する議論は第6章の後半で展開されている。Ibid., pp. 33-6.
- (12) この議論は第7章で行なわれている。Ibid., pp. 37-47.
- (13) この議論については、Ibid., pp. 10-2 で取り上げられている。
- (14) Ibid., p. 6. また、マシエットは、貨幣の生成を交換から導き出している。その際、単純な社会での物々交換が有する困難を、互いに購入を希望する財の不一致とともに、異なった価格の商品の交換の困難からも説明している。
- (15) 以上、Burke, Edmund, *Reflections on the Revolution in France*, edited with an introduction by L. G. Mitchell (*The Writings and Speeches of Edmund Burke*, vol. VIII, *The French Revolution, 1790-94*, Oxford; Clarendon Press, 1989), pp. 201, 172, 278. 水田洋訳『フランス革命についての省察』(『世界の名著34』中央公論社、1969年)、231, 196-7, 327ページ。
- (16) この点についての議論は、Mushet, *An Inquiry into the Effects produced on the National Currency and Rates of Exchange*, pp. 28, 67-8, 72-3 で行われている。
- (17) Ibid., pp. 26-7. なお、ヒュームについては「利子について」、スミスについては『国富論』第2巻、第4章から援用している。

- (18) これについての議論は、第13、14章で述べられている。Ibid., pp. 78-100.
- (19) Mushet, *An Attempt to explain from Facts the Effect of the Issues of the Bank of England upon its own Interests, Public Credit, and Country Banks*, pp. 181-2.
- (20) Ibid., pp. 185-6.
- (21) リカードは周知のように、1816年の『経済的でしかも安定的な通貨のための提案』(*Proposals for an Economical and Secure Currency ; with Observations on the Profits of the Bank of England, as they regard the Public and the Proprietors of Bank Stock*)で、唯一の紙幣発行者であるとともに、国債を管理し、政府部門の銀行として働くところの、独立した委員会を政府が任命するという骨子の改革案を提起している。この構想は『提案』では末尾で仄めかされていたにすぎないが、全体像はリカードの死後(1823年)に出版された『国立銀行設立試案』で明らかにされた。
- (22) Ibid., pp. 187, 206. トウックが一般的な投機と過剰取引は通貨が純粋に金属である国においても起こりうるとしたのに対して、それは紙券通貨を用いている国の混乱が外国へ波及したものにすぎないと反論を加えている。Ibid., p. 183.
- (23) Ibid., pp. 201-2, 204, 206.
- (24) Ibid., p. 188.
- (25) Ibid., p. 199. マシェットは、地方銀行に準備として政府証券を保有させると、地方銀行に利子収入の一部を犠牲を強いるために、かえって地方銀行により高い利率が得られる貸出を促すとしている。
- (26) Ibid., pp. 33-9, 146-50, 181.
- (27) Ibid., p. 182.
- (28) スコットランドの銀行制度、とくに株式銀行については、Ibid., p. 196-9, 203 で言及されている。そこでは、「支払い不能に対して完全なチェック」として働き、地方銀行を破産の危険から解放することによって「銀行券保有者の完璧な保護」として役立つと述べられている。
- (29) Ibid., p. 193.
- (30) White, Lawrence H., *Free Banking in Britain : Theory, Experience, and Debate, 1800-45*, Cambridge : Cambridge University Press, 1984, p. 62.
- (31) Mushet, *An Attempt to explain from Facts the Effect of the Issues of the Bank of England upon its own Interests, Public Credit, and Country Banks*, pp. 206-7.
- (32) 拙稿「パネルのフリー・バンキング論」『研究集録』(大手前女子学園)第9号、1989年。
- (33) Parnell, Henry, *Observations on Paper Money, Banking, and Overtrading ; Including those parts of the Evidence taken before the Committee of the House of Commons which explain the Scotch System of Banking*, 1827, p. 79.
- (34) 以上、Ibid., pp. 71, 92.
- (35) Mushet, *An Attempt to explain from Facts the Effect of the Issues of the Bank of England upon its own Interests, Public Credit, and Country Banks*, p. 191.
- (36) Ibid., p. 190.